

インタビュー・制新政意

石山義信 県総務部地方分権・行財政改革推進室長に聞く

地方分権
一括

首長と議会の役割が格段に重く

住民参加を推進する体制づくりも重要



今年四月一日「地方分権一括法」が施行された。地方自治法をはじめ関連する法律四百七十五本を改正したもので、平成五年に衆参両院で地方分権の推進に関する決議が行われてから七年間にわたる改革の足取りが法律の形になった。財源問題をどうするかなど積み残している課題も残っているが、長年の懸案である地方分権がようやくスタートした。地方がどのように変わるうとしているのか、県総務部地方分権・行財政改革室の石山義信室長に聞いた。

改正された法律の量が膨大で、地方分権といっても何がどう変わるのか、よく分からない。どのような方向に進むのか。

石山 改革の柱は大きく分けて六つある。

第一は、国の仕事を国の監督のもとに地方で行っていた機関委任事務制度の廃止。国の事務と地方の事務を明確に区分し、地方の事務は自治事務と法定受託事務の二種類になり、国と地方の関係が上下関係から横の関係になった。また、国の地方への関与を減らし地方の自己決定権が拡充された。就学校の指定、飲食店営業の許可、農業振興地域や都市計画区域の指定が自治事務となった。地方は主体的な条例づくりが求められることになる。第

二は必置規制の廃止・緩和。必置規制とは、国が地方公共団体に対し、行政機関や職員や審議会などを必ず置くよう義務づけていたもの。それが廃止・緩和されたことで、地方の実態に適した行政サービスができるよう組織体制づくりを進める必要がある。第三は国と地方の関係の新たなルールに関するもので、国と地方とに争いがある場合の解決方法として、総理府に国地方係争処理委員会を設置し調停や勧告を行うことになった。第四は、権限委譲。国から県、県から市町村、国から政令市等へ許認可事務などの権限が移るが、地方の自主性・自立性を高めるのが目的。人口二十万人以上の市に権限をまとめて委譲する

特例市制度が設けられた。都市計画法による開発行為の許可などがそれに含まれる。第五は、国庫補助金の整理合理化。国が三分の一未満を補助する補助率の低い補助金等は原則廃止、または一般財源化される。第六として地方税財源の充実確保がある。地方債許可制度は廃止され事前協議制になるが、地方交付税の算定方法は簡素化の方向が示されただけにとどまるなど今後の検討課題となっているものが多い。また、権限が地方に委譲されても財源も一緒に委譲されないと地方分権は完全な姿にならないという根本的な課題が残されている。歳入の段階では、国の六に対し地方は四だが、歳出の段階では国の四に対し地方は六と逆転しているのが現状だ(表1参照)。所得税、住民税、消費税の在り方にも影響する可能性があり、方向が固まるまでには時間がかかるだろう。

四百以上もの法律改正に県や市町村の行政マンが的確に対応できるのか。県民が何かがどう変わったのか理解するのは難しく、改革をチェックするのも困難ではないか。

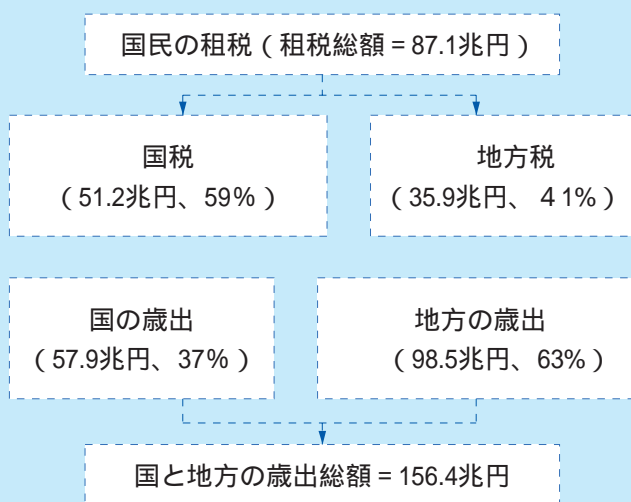
分権型社会の姿

地方分権推進委員会委員長見解（平成7年12月）

- (1) 国・地方の関係が変わる
 - ・ 上下・主従の関係から対等・協力の関係へ
 - ・ 公正・透明に
- (2) 行政が変わる
 - ・ 中央主導の画一的な行政から地域の実績に応じた多様な行政へ
 - ・ 縦割り行政から住民本意の総合行政へ
 - ・ 分権の推進はリストラの推進
 - ・ 国の機能も純化・強化
- (3) 地方公共団体が変わる
 - ・ 国の指導による受け身行政から住民本意の能動行政へ
- (4) 地域や暮らしが変わる
 - ・ 住民の自己決定権の実現
 - ・ 地方公共団体が権限と責任を持って住民ニーズに応じた施策を展開
 - ・ 住民の知恵や創意工夫を活かした地域や暮らしづくり
 - ・ 住民の政治参加が高まり真の地方自治が確立

(表1) 国・地方の財源配分

(平成10年度)



石山 法改正は農林、建設など分野ごとでみれば改正された法律の数はそれほど多くない。国と地方自治体の関係は大きく変わったが、県民にとっては、従来から県や市町村が扱ってきたことがほとんどなので、法改正を意識せずに済むことが多い。ただ、県や市町村の行政マンは自分で判断しなければならぬことが多くなるので、県民に苦情を持ち込まれたり分らないことが出てきた時に「国に行ってください」「県に行ってください」とは言えなくなる。自己責任と自己決定が求められることになる。

三重県が県民本意の行財政システムにする「生活者起点」の行財政改革を行ったり、東京都や大阪府による外形標準課税の導入、

三鷹市の「みたか市民プラン21会議」のように市民による基本計画策定、滋賀県の「しがベンチマーク」などの政策評価システムづくりなど、全国的に県や市町村の大胆な行財政改革が進んでいる。市町村合併や議会の活性化とともに住民の地域づくり参加の推進が必要ではないか。

石山 自治体の舵取り役として、首長と議会の役割が重くなる。市町村合併では住民発議制度の拡充が行われ、議会の活性化では議員の議案提出要件が議員定数の八分の一から十二分の一に緩和された。本県の現在の市町村数は四十四だが、昭和二十八年から三年間で町村合併促進法に基づく合併が行われ、本県は二百二十二市町村から五十六市町村にな

り減少率七五%（全国平均は六%）と全国一となり、合併が進んだ経緯がある。今回は県が市町村の方で合併を検討する際の参考となる合併パターン等を内容とする「推進要綱」を作り、支援していく。住民参加については、住民投票制度など住民参加の方策を検討するよう、分権一括法に対し附帯決議がなされている。現在、本県では「新総合発展計画」の総合点検を行っているが、並行して分かりやすい政策評価の導入を目指している。住民参加を促進しなければならぬが、県民に対するアカウンタビリティ（説明責任）の向上はその前提となるものだ。